

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会 指導者制度

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「日本協会」という）は、グラウンド・ゴルフの育成・指導に当たる指導者の資質と指導力の向上及び指導体制の確立を図るため、「公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会指導者制度」を制定する。

1. グラウンド・ゴルフ指導者の定義、区分

グラウンド・ゴルフ指導者とは、日本協会の普及指導員の資格を有する者で、日本協会の掲げる理念に賛同し、各々の立場においてグラウンド・ゴルフを通じてスポーツの推進の任務に当たる会員をいう。

指導者の区分は、3級普及指導員<シルバー>、2級普及指導員<ゴールド>、1級普及指導員<マスター>及び公認グラウンド・ゴルフコーチ1<グランドマスター>とする。

2. グラウンド・ゴルフ指導者の任務

グラウンド・ゴルフ指導者は、日本協会の理念にのっとり、地域におけるグラウンド・ゴルフの会員や愛好者の育成・指導をはじめ、市区町村グラウンド・ゴルフ協会（以下「市区町村協会」という）、都道府県グラウンド・ゴルフ協会（以下「都道府県協会」という）の発展・充実に務め、もって生涯スポーツの推進に寄与しなければならない。

(1) 3級普及指導員<シルバー>

3級普及指導員は、居住する地域のクラブにあって、グラウンド・ゴルフの指導、クラブの各種事業の企画・運営、クラブの組織運営などに当たり、地域のグラウンド・ゴルフの普及・振興に当たるものとする。

(2) 2級普及指導員<ゴールド>

2級普及指導員は市区町村にあって、グラウンド・ゴルフの指導、市区町村協会の各種事業の企画・運営、市区町村の経営などに当たるものとする。また、1級普及指導員や3級普及指導員と連携を図り、市区町村におけるグラウンド・ゴルフの普及・振興に当たるものとする。

(3) 1級普及指導員<マスター>

1級普及指導員は、都道府県にあって、グラウンド・ゴルフの指導、都道府県協会の各種事業の企画・運営、都道府県の経営などに当たるものとする。また、2級普及指導員と連携を図り、都道府県のグラウンド・ゴルフの普及・振興に当たるものとする。なお、3級普及指導員養成講習会（都道府県講習会）の講師として3級普及指導員の育成・指導にも当たるものとする。

(4) 公認グラウンド・ゴルフコーチ1<グランドマスター>

公認グラウンド・ゴルフコーチ1は、都道府県にあって、1級普及指導員の任務を果たすとともに、総合型地域スポーツクラブにおいてグラウンド・ゴルフの普及・振興に当たるなど、広く生涯スポーツの推進の任務に当たるものとする。

3. グラウンド・ゴルフ指導者の養成・研修

日本協会は、指導者を養成するため次の普及指導員養成講習会を開催する。

(1) 3級普及指導員養成講習会（都道府県講習会）

3級普及指導員養成講習会は、地域においてグラウンド・ゴルフの育成・指導に当た

る指導者の養成を目的として、日本協会と都道府県協会が共催して行う講習会で、参加者はクラブにおいてグラウンド・ゴルフの育成・指導に当たることができる者で、クラブや市区町村協会から推薦された者とする。

講習会の内容は、別表の普及指導員養成講習会カリキュラムの「3級普及指導員<シルバー>」に定める内容とする。都道府県協会は、開催地、日程、参加者の状況などを考慮し、単位取得の方便を図るものとする。

(2) 2級普及指導員養成講習会（ブロック講習会）

2級普及指導員養成講習会は、市区町村においてグラウンド・ゴルフの育成・指導に当たる指導者の養成を目的として、日本協会が実施する講習会で、参加者は3級普及指導員の資格を取得し、市区町村においてグラウンド・ゴルフの育成・指導に当たることができる者で、都道府県協会から推薦された者とする。

講習会の内容は、別表の普及指導員養成講習会カリキュラムの「2級普及指導員<ゴールド>」に定める内容とする。講習会は全国をブロックに分けて行う。

(3) 1級普及指導員養成講習会（中央講習会）

1級普及指導員養成講習会は、都道府県においてグラウンド・ゴルフの育成・指導に当たる指導者の養成を目的として、日本協会が実施する講習会で、参加者は2級普及指導員の資格を取得し、都道府県においてグラウンド・ゴルフの育成・指導に当たることができる者で、都道府県協会から推薦され日本協会が認めた者とする。

講習会の内容は、別表の普及指導員養成講習会カリキュラムの「1級普及指導員<マスター>」に定める内容とする。講習会は全国1会場で行う。

4. グラウンド・ゴルフ指導者の資格認定

(1) 3級普及指導員<シルバー>

3級普及指導員養成講習会を修了した者については、都道府県協会が、日本協会の名において「3級普及指導員」として認定し、普及指導員証、ワッペン、バッジを交付する。

(2) 2級普及指導員<ゴールド>

2級普及指導員養成講習会を修了した者については、日本協会が「2級普及指導員」として認定し、修了証、普及指導員証、ワッペン、バッジを交付する。

(3) 1級普及指導員<マスター>

1級普及指導員養成講習会を修了した者については、日本協会が「1級普及指導員」として認定し、修了証、普及指導員証、ワッペン、バッジを交付する。

(4) 公認グラウンド・ゴルフコーチ1<グラウンドマスター>

公認グラウンド・ゴルフコーチ1は、都道府県協会から推薦された1級普及指導員の中から、日本協会及び公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という）が定める資格条件を満たした者に対して両者の名において認定し、認定証を交付する。

5. 資格認定の期間

(1) 3級普及指導員<シルバー>

所定の講習会を修了した日から2年間の9月30日又は3月31日とする。

(2) 2級普及指導員<ゴールド>

所定の講習会を修了した日から4年目の年度末日とする。

- (3) 1級普及指導員<マスター>
所定の講習会を修了した日から4年目の年度末日とする。
- (4) 公認グラウンド・ゴルフコーチ1<グラウンドマスター>
JSP0の指導者制度で定められている期間とする。

6. 資格の登録料

資格の認定を受ける者は、別に定める登録料（公認グラウンド・ゴルフコーチ1<グラウンドマスター>についてはJSP0が定める登録料）を納めなければならない。

7. 資格認定の更新

- (1) 3級普及指導員<シルバー>の資格認定の更新に当たっては、認定期間中に所定の研修を受けることが望ましい。
- (2) 2級普及指導員<ゴールド>及び1級普及指導員<マスター>の資格認定の更新に当たっては、認定期間中にレポートを提出し、更新手続きを行うこととする。
- (3) 公認グラウンド・ゴルフコーチ1<グラウンドマスター>の資格認定の更新については、JSP0の指導者制度の規程による。
- (4) 資格認定の更新を申請する者は、別に定める登録料（公認グラウンド・ゴルフコーチ1<グラウンドマスター>についてはJSP0が定める登録料）を納めなければならない。

8. グラウンド・ゴルフ指導者の資格の喪失

普及指導員が次の各項に該当するとき、その資格を失う。

- (1) 日本協会の会員から退いたとき。
- (2) グラウンド・ゴルフの指導者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 認定期間中に理由なく所定の研修を受けなかったときやレポートを提出しなかったとき。
- (4) 理由なく与えられた任務を果たさなかったとき。
- (5) 資格認定の期間終了日までに更新の手続きを行わなかったとき。
- (6) 資格を喪失した会員の資格復活の基準については、別に定める。

- (1) 1996年3月18日 制定
- (2) 2005年3月 4日 一部改正
- (3) 2021年6月25日 一部改正

<指導者制度6に定める登録料>

(税込)

登録料	新規	更新
1級普及指導員（4年間）	5,000円	3,800円
2級普及指導員（4年間）	5,000円	3,800円
3級普及指導員（2年間）	2,500円	1,800円

※新規はテキスト・ルールブック代を含みます。